

# 確認項目および添付書類について

【チェックシート】 申請期間：令和8年6月1日～令和9年2月28日

<input type="checkbox"/>	①婚姻日は令和8年1月1日～令和9年2月28日の間ですか。	
<input type="checkbox"/>	②夫婦とも婚姻日において39歳以下ですか。	
必要書類	<p><u>婚姻届受理証明書</u> (または婚姻後の戸籍謄本) ⇒該当箇所：申請書(様式第1号)の婚姻届提出日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻の事実と婚姻日を確認するための書類です。</li> <li>・年齢に関しては、誕生日の前日に年齢が加算されることに留意してください。 ※年齢計算に関する法律(明治35年法律第50号)第1項及び第2項並びに民法(明治29年法律第89号)第1編第6章(第138条から第143条まで)の規定に基づきます。</li> <li>・婚姻届受理証明書と戸籍謄本は婚姻届けを提出された市町村窓口で発行できます。</li> <li>・婚姻届受理証明書の発行は350円、戸籍謄本の発行は450円の手数料がかかります。なお、自治体によって金額が異なる場合がございます。</li> <li>・(自治体によっては)マイナンバーでコンビニ取得できる場合がございます。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	③夫婦の双方または一方が、申請時点で申請に係る野洲市内住宅の住所に住民票を置いていますか。	
必要書類	<p><u>住民票(発行から3ヶ月以内のもの)</u> ⇒該当箇所：申請書(様式第1号)の交付申請に係る住宅に住民票を置いた日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に係る住宅の住所に居住していることを確認するための書類です。</li> <li>・申請に係る住宅の住所以外に居住している方の住民票は不要です。</li> <li>・住民票は市民課で発行できます。</li> <li>・住民票の発行は350円(マイナンバーだと200円)の手数料がかかります。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	④令和8年度(令和7年分)の夫婦の合計所得金額の合算が500万円未満ですか。	
必要書類	<p><u>令和8年度(令和7年分)の所得・課税証明書</u> ⇒該当箇所：申請書(様式第1号)の所得</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者および配偶者の合計所得金額を確認するための書類です。</li> <li>・所得・課税証明書は税務納税課で発行できます。 ※令和8年1月1日に野洲市に住所がない場合は、令和8年度の所得・課税証明書は野洲市では発行できません。その場合は、以前にお住まいであった市区町村にお問い合わせください。</li> <li>・所得・課税証明書の発行は350円(マイナンバーだと200円)の手数料がかかります。なお、自治体によって金額が異なる場合がございます。</li> <li>・(自治体によっては)マイナンバーでコンビニ取得できる場合がございます。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	⑤野洲市が交付要綱に定めるライフデザイン支援講座等のうちいずれかを受講・実施しましたか。	
必要書類	<p><u>講座視聴後アンケート、もしくは医療機関の領収書等写し)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフデザイン支援講座やプレコンセプションケアに関する講座等を受講・実施したことを確認するための書類です。</li> <li>・ライフデザイン支援講座等の講座を受講された方については講座視聴後アンケート、医療機関への妊娠・出席に係る相談をされた方については医療機関の領収書等(写し)</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	⑥令和8年4月1日～令和9年2月28日までの間に婚姻を機に要し、同期間内に支払いが完了している経費ですか。(対象経費：物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料、リフォーム費用、引越費用)	
必要書類	<p><u>物件の契約及び対象経費の確認がとれる資料(契約書および領収書等)の写し</u> ⇒該当箇所：申請書(様式第1号)の事業内訳</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書(写し)は契約した事実と契約日と契約者等を確認するための書類です。</li> <li>・領収書等(写し)は支出の内容、日付、金額、支払者等を確認するための書類です。</li> </ul> <p>※婚姻日の年齢が夫婦共に29歳以下は上限60万円、それ以外39歳以下は上限30万円となります。</p>
<input type="checkbox"/>	⑦申請時点での野洲市税の滞納はないですか。	
<input type="checkbox"/>	⑧他の自治体も含め、これまでに当該補助金の交付を受けたことはありませんか。	
<input type="checkbox"/>	⑨申請日より3年以上継続して野洲市に居住する意思がありますか。	
<input type="checkbox"/>	⑩振込先の記入を確認	
必要書類	<p><u>本人の振込先金融機関の口座が確認できるもの(通帳見開きページやカード)の写し</u> ⇒該当箇所：申請書(様式第1号)の振込先</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・振込先金融機関の口座を確認するための書類です。</li> <li>・申請者名義の口座を記入してください。</li> </ul> <p>※配偶者名義の口座でも構いませんが、申請者名で請求いただきますので、できる限り申請者名義の口座を記入してください。</p>

(裏面に続く)

【該当する場合のみ必要となる書類】

<input type="checkbox"/> <u>住宅手当支給証明書</u> ⇒該当箇所：申請書（様式第1号）の事業 内訳住宅手当等受給額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が事業者から受給している住居手当の金額を確認するための書類です。</li> <li>・証明が必要となる各月の住宅手当月額を事業者に記入していただきます。                      （証明が必要となる各月…申請する家賃・共益費該当月に当たる<u>全ての月の住宅手                      当</u>）</li> </ul>
<input type="checkbox"/> <u>貸与型奨学金を返済したことが わかるもの</u> ⇒該当箇所：申請書（様式第1号）の所得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象期間に返済した貸与型の奨学金の金額を確認するための書類です。</li> <li>・返済に使用している通帳の写しや奨学金返還証明書がこれにあたります。</li> <li>・令和7年1月～令和7年12月の間に返済した奨学金が対象となります。</li> </ul>